

## 前橋市インターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、前橋市（以下「市」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生に実践的な就業体験の機会を与えることにより、当該学生の職業意識の向上及び市政への理解の促進を図るとともに、市行政の仕事の魅力を積極的に発信することを目的とする。

### (インターンシップ対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下、「学生等」という。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

### (実習生の受入手続及び決定)

第3条 インターンシップによる実習を希望する学生等は、前橋市長（以下「市長」という。）に対し、電子申請により実習の申込みを行うものとする。ただし、大学等からインターンシップの受入れについて個別に依頼があった場合は、依頼書等の提出により実習の申込みを行うものとする。

- 2 市長は、受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第1号）により、学生等に通知するものとする。

### (実習期間及び実習生受入人数)

第4条 前条第2項の規定により受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）の実習期間及び受入人数は、受入所属の状況により市長が決定する。

- 2 実習生が実習を行う時間は、市職員に適用される勤務時間の例による。

### (経費の負担等)

第5条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

### (誓約書等)

第6条 実習生は、誓約書（様式第2号）又はこれに準ずる書面を事前に市長に提出しなければならない。

### (服務等)

第7条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

- 2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等並びに受入所属の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導者」という。）の指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに指導者にその旨を連絡するものとする。

### (守秘義務)

第8条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

（指導者、実習計画書）

第9条 実習生を受け入れる所属の所属長は、指導を担当する指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等をインターンシップ実習計画書に定めるものとする。

3 指導者は、大学等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

（1）実習生が第7条又は第8条の規定による服務、義務に従わないとき。

（2）実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

（3）実習の目的を達成することが困難であると認められるときその他実習を継続することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、実習生に通知するものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第11条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号  
電 話 027-898-6503 FAX 027-224-4166  
メー ル shokuin@city.maebashi.gunma.jp